

4 - 1 - 2 使用材料

- 1 . 加熱アスファルト混合物については、原則として再生アスファルトを使用するものとする。
- 2 . 路盤等の材料について、設計図書において特に指定が無い場合は、原則として表 4 - 1 のとおりとする。ただし上層路盤材については、設計図書において特に指定が無い場合かつ、監督員から特に指示が無い場合、RM - 25とする。

表 4 - 1

上層路盤材	M - 25、 <u>RM - 25、HMS - 25、MS - 25</u>
下層路盤材	RC - 40、RC - 30
構造物基礎材	RC - 40、RC - 30
仮復旧路盤材	RC - 40、RC - 30
歩道路盤材	RC - 40、RC - 30